

平成29年度

かごしま川内貿易振興協会補助金

評価表

NO.

37

所管部課名	交通貿易課			担当者	東 広和				
事務事業名	川内港利活用推進事業費								
根拠法令	商工観光部関係補助金等交付要綱、かごしま川内貿易振興協会補助金要綱								
補助経過年数	2 1 年以上								
平成29年度 予算額	国県支出金		一般財源		その他		その他の内容		
	54, 014 千円		54, 014 千円		千円				
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	外貿コンテナ取扱量			3 7 0 0 0 T E U		平成 3 4 年度			
成果指標②	企業訪問件数			3 0 0 件		平成 3 4 年度			
補助対象者	かごしま川内貿易振興協会								
補助対象経費	・ かごしま川内貿易振興協会の運営に関する経費 ・ 川内港利活用推進事業に要する経費								
補助対象事業・活動の内容	貿易・定期航路運航支援補助金、木材輸出促進補助金、市内産品貿易促進支援事業補助金、タグボート回航補助金、ポートセミナー開催等								
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他							
補助金額又は補助率	予算で定める額内								
上記項目の積算方法	各補助金について前年度の実績額等を参考に積算を行う								
補助を受ける事業（団体）等の過去3年の決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度			
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）		
	収入	自己資金	2, 565, 000	4. 7%	2, 685, 000	4. 8%	2, 720, 000	4. 4%	
		会費収入	1, 365, 000	2. 5%	1, 485, 000	2. 6%	1, 520, 000	2. 5%	
		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		寄付金・その他助成	1, 200, 000	2. 2%	1, 200, 000	2. 1%	1, 200, 000	2. 0%	
		市補助金	51, 704, 699	94. 3%	52, 958, 000	94. 5%	57, 898, 000	94. 3%	
		諸収入	5, 753	0. 0%	5, 514	0. 0%	83, 343	0. 1%	
		（前年度繰越金）	545, 566	1. 0%	411, 835	0. 7%	723, 223	1. 2%	
		計	54, 821, 018	100. 0%	56, 060, 349	100. 0%	61, 424, 566	100. 0%	
	支出	貿易補助金	43, 833, 000	80. 0%	43, 312, 000	77. 3%	41, 840, 000	68. 1%	
		定期航路運航支援補助金	0	0. 0%	0	0. 0%	2, 664, 000	4. 3%	
		木材輸出促進補助金	0	0. 0%	1, 688, 000	3. 0%	4, 840, 000	7. 9%	
		市内産品貿易促進支援事業補助金	120, 925	0. 2%	364, 400	0. 7%	313, 500	0. 5%	
		ポートセミナー事業費	0	0. 0%	1, 894, 587	3. 4%	1, 460, 686	2. 4%	
		薩摩川内港だより発行事業費	0	0. 0%	0	0. 0%	127, 382	0. 2%	
		コンテナ航路開設10周年	1, 854, 167	3. 4%	0	0. 0%	0	0. 0%	
		台湾定期コンテナ記念式典	0		0		497, 713	0. 8%	
		韓国定期コンテナ記念式典	333, 227	0. 6%	0	0. 0%	0	0. 0%	
		ボーディングブリッジ維持管理	275, 820	0. 5%	236, 400	0. 4%		0. 0%	
		貿易調査団派遣事業費	0	0. 0%	0	0. 0%	626, 050	1. 0%	
		事務局活動費	7, 992, 044	14. 6%	7, 841, 739	14. 0%	7, 869, 180	12. 8%	
		（翌年度繰越金）	411, 835	0. 8%	723, 223	1. 3%	1, 186, 055	1. 9%	
			計	54, 821, 018	100. 0%	56, 060, 349	100. 0%	61, 424, 566	100. 0%
		支出計/前年度支出計					102. 3%		109. 6%
		自己資金/前年度自己資金					104. 7%		101. 3%
		翌年度繰越金/市補助金			0. 8%		1. 4%		2. 0%
	交付件数		1件		1 件		1 件		
	成果指標の推移①		20042 T E U		17837 T E U		13919 T E U		
	成果指標の推移②		300件		453件		164件		
特記すべき事項等	【今年度改善点】外貿コンテナ取扱量が減少傾向となったことから、貿易補助金等の改正を行い、新規利用者の確保に向け取り組みを行った。 【前回評価】H26年度「見直しの上で継続：拡大」 ・ 会員数の強化を図られたい。 【前回評価への回答】H27年度：75社、H28年度：94社、H29年度：101社と会員加入促進に努めた。 【事業のPR方法】HPに掲載、企業訪問、ポートセミナーの開催 【費用対効果】コンテナ数は経済に左右されやすいので一概に言えないが、H29年度については6月時点前年比125. 7%と増加傾向にある。 【補助事業以外の事業】 【その他】								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	貿易関係業者相互の緊密な連携により、情報交換、研修等を行い、海外貿易の促進並びに川内港利用促進を図り市民経済の発展に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 貿易補助金等の交付にあたっては、港湾利用に対する専門的知識を有するかごしま川内貿易振興協会より交付してもらっている。 また、ポートセールス等、市と協会が一体となって川内港の利活用を進め、取扱量の増加等の成果達成のため活動している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	川内港の利活用・整備促進は、本市地域経済浮揚に必要不可欠であり、これまでの活動により一定の成果を達成していると共に、今後も必要な事業である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	貿易補助金の交付など、貿易事業者との連絡・報告を密に行う必要があり、専門の職員体制で実施する必要がある。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	川内港の外貿コンテナ航路は、他地方港と比較して後発であることから、一定量の取扱のある先発港との差を埋める目的の補助金であり、川内港振興のためには必要な補助であると考えられる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	市と協働したセールス活動により知名度の向上、利用実績等成果が上がってきており、「アジア圏との距離的優位性」がより認知されるまでの補助としたい。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	川内港の貿易振興のための組織であり、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	現在のところ、現体制が最も適正・妥当と考えているが、引き続き他自治体事例等を研究したい。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	かごしま川内貿易振興協会が貿易専門性を持ち、補助金を交付し、またセールスも行っているため、補助の対象となる経費は要綱に明確に規定されていないが、公費を充てるものとして著しく妥当性を欠くものとはなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 今後川内港については、コンテナヤードの整備・ハーバークレーンの老朽化対策等を県に要望していくが、市財持出しも考えられる。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 当市とかごしま川内貿易振興協会と民間業者と協働で薩摩川内港の利用促進を図っていく。 新規利用企業の開拓するため、企業訪問を行う。		〈まとめ〉

かごしま川内貿易振興協会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第101号）第2条の表に掲げるかごしま川内貿易振興協会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定めるものでなければならない。

- (1) かごしま川内貿易振興協会の運営
- (2) 川内港活性化等に関する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) かごしま川内貿易振興協会の運営に要する経費
- (2) 川内港利活用推進事業に要する経費

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日までとする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にかごしま川内貿易振興協会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、川内港利活用等に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。